

新潟市都市計画マスタープランの改定について

◎都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」）の位置づけ

都市計画法第 18 条の 2 に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画と、新潟県が定める県の都市計画の方針に即して定めている。

⇒都市マスは、市の総合計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、都市計画によるまちづくり分野を受け持つ基本方針

■「都市マス」見直しの必要性

○新潟県の都市計画区域マスタープラン改定を見据えた見直し

- ・新潟県が「都市マス」の広域計画である「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めており、その方向性や考え方に即した見直しを行う。

○「都市マス」策定から 10 年以上が経過

- ・社会・経済情勢など本市を取り巻く環境の変化（人口減少、高齢化、自然災害の激甚化、まちなかのスポンジ化等）に対応するため、今後を見据えた改定を行う。

■今後の進め方

○有識者で構成される「(仮称) 都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、令和 3 年度でとりまとめる予定

○都市計画審議会及び議会で報告・意見を頂きながら議決を予定

■各区自治協議会へのお願い

○「都市マス」の改定に当たり、各区の区づくりの方針である「区別構想」を策定する予定。この策定に当たりご意見をお願いしたい。

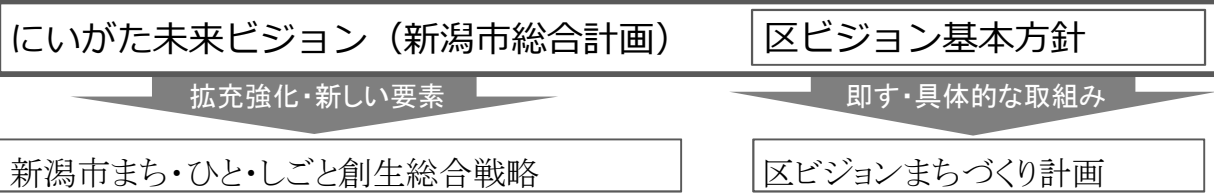
※ 現在の都市マスにおける「区別構想」は、別添のとおり

○スケジュール

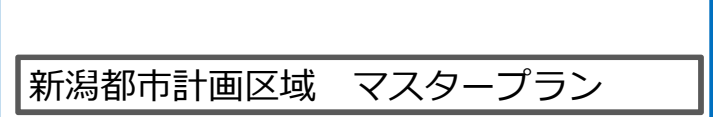
概ね年内中に区別構想の素案を提示しますので、年明けに意見聴取をお願いします。

都市計画マスタープランの位置づけと構成

市政全般(新潟市計画)



広域計画（新潟県計画）



即す

即す

各分野

都市計画

都市計画マスタープラン

交通

にいがた都市交通戦略プラン

住宅

新潟市空き家等対策計画

産業

新潟市企業立地プラン

公共施設等

新潟市財産経営推進計画

福祉

新潟市地域福祉計画

防災

新潟市国土強靱化地域計画

景観

新潟市景観計画

⋮

都市計画

新潟市都市計画基本方針 (都市計画マスタープラン)

住宅・工業・商業の土地利用や、道路、公園、下水道などの都市施設に関する まちづくりの基本方針

全体構想 市全域を対象とした長期的な展望を示す

- ・人口減少社会に適合したまちづくり
- ・災害に強いまちづくり

8つの区別構想 区を対象とした将来像と方向性を示す

- ・区として特に力を入れて取り組むことを明示

即す

個別施策・事業

- 土地利用における規制・誘導
- 都市施設の整備

西 区

《西区の将来像》 -区ビジョン基本方針より-
 ～都市と農村が共生する、うるおいの居住環境と優れた学術環境に育まれるまち～

《 区づくりの方向性 》

- ①坂井輪地区中心部を地域拠点に、越後線各駅の周辺地域一帯と黒埼地区中心部を生活拠点に、越後赤塚駅周辺を近隣拠点として機能の充実を図ります。また、区の持続的な発展に寄与する都市機能を確保するため、今後、地域拠点の形成について検討していきます。
- ②新潟西バイパス沿道の流通センターを物流拠点として、その流通機能を活かした活力あるまちづくりを進めます。
- ③(仮称)新潟中央環状道路、外郭環状道路及び区中心部の骨格となる都市計画道路の整備を進め、国道116号などの放射状道路とともに道路網の機能強化を図ります。また、JRなどと連携し、公共交通の利便性の向上を図ります。
- ④貴重な自然地である南西部の広大な農地を保全するとともに、本市の豊かな自然環境を象徴する佐潟などの水辺環境と生態を維持・保全し、潤いと安らぎの空間の創出に努めます。また、海岸沿いの保安林未整備地域の整備促進に取り組みます。

図 西区構想図

